

私立専修学校教育環境整備費補助金交付要綱

令和4年4月1日
4生私振第76号
生活文化スポーツ局長決定

第1 趣旨

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき、都内に所在する私立専修学校が行う自己点検評価及び第三者評価の取組及び情報公開を推進し、教育の質及び社会的信頼性の向上に資するため、東京都が交付する私立専修学校教育環境整備費補助金のうち、専修学校評価促進補助（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

- 1 この要綱において、「自己点検評価」とは、「専修学校における学校評価ガイドライン」（令和8年3月文部科学省。以下「ガイドライン」という。）が定める、各学校の教職員が、当該学校の理念・目的・目標に照らして自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに設備の状況について自ら行う点検及び評価をいう。
- 2 この要綱において、「第三者評価」とは、ガイドラインが定める自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者（独立した評価機関又は組織等を含む。）であって、かつ一定の要件を満たした評価者が、都が指定する評価基準に基づき、学校の教育活動、学修成果及び学校運営等について行う評価をいう。

第3 補助の対象

- 1 補助対象は、東京都内に所在する私立専修学校の専門課程を設置する者及び別途実施細目に定める者（以下「設置者等」という。）とする。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

第4 補助対象経費

- 1 補助対象経費は、設置者等が実施する補助事業に直接要する経費とする。ただし、国、地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。
- 2 補助対象事業の内容及び補助対象経費の詳細については、別に定める私立専修学校

教育環境整備費補助金交付要領（以下、「交付要領」という。）による。

第5 補助金の額の算定

補助金の額は、別に定める交付要領に基づき算定するものとし、予算の範囲内で補助する。

第6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする設置者等は、交付申請書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

第7 補助金の交付の決定及び通知

- 1 第6による交付申請書等の提出があった場合において、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、当該設置者等に対し、その決定の内容及び条件を通知するものとする。
- 2 1の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。
- 3 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第3 2に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第8 交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、補助金交付年度内に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者等（以下「補助事業者」という。）が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が東京都職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日

までに交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

- (7) 補助事業者は、第6又は第9の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。
- (8) 上記のほか、知事が特に必要と認める場合は、条件を付することができる。

第9 実績報告

補助事業者は、補助事業終了後、この補助に係る事業の実績報告書（別記第2号様式）及びその他必要とする書類を、別途指示する期日までに、知事に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

- 1 知事は、第9の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。
- 2 補助事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

なお、知事は、報告書の提出があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることがある。

第11 是正のための措置

知事は、第9の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第12 決定の取消し

- 1 知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当した場合は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - (2) 補助金を他の用途に使用した場合
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (4) 補助金の交付決定を受けた設置者等が、次のいずれかに該当した場合
 - ア 学校を廃止し、又は授業を長期間停止したとき。
 - イ 学校の経営上不適切であると認められる行為があったとき。
 - ウ 法令の規定又は寄附行為に違反したとき。
 - エ その他助成の目的を達成することが困難であると認められるとき。
 - (5) 本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
 - (6) 第6又は第9の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合

(7) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(8) 第8(7)に規定する報告を受けた場合

(9) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

2 1の規定は、第10の規定による補助金の額の確定があつた後においても適用することができるものとする。

第13 補助金の返還

1 知事が、第12の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

2 第10の規定により補助金の額の確定を行った場合において、補助金の確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。

第14 違約加算金及び延滞金

1 知事が、第12 1(1)から(7)までの規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が、補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第15 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

第16 申請の撤回

補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、

第7 1の通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第17 関係書類等の整備

補助事業者は、この補助事業を明確にするため関係書類等を整備し、補助金交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第 18 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年度の補助金から適用する。